

平成28年4月8日  
関東東北産業保安監督部

## 高圧ガスを充填した容器から不活性ガスを放出する場合における 保安確保の徹底について（注意喚起）

本年2月に、当部管内の高圧ガスを消費する事業所において、従業員が、液化窒素の可搬式超低温容器の圧力を降下する作業を実施していたところ、放出された窒素ガスを吸引し酸欠で死亡する事故が発生しました。

なお、この事故が発生した箇所は、室内等の閉鎖空間ではなく、屋外の開放された空間でした。

高圧ガスを取り扱う事業所におかれては、高圧ガスを充填した容器から不活性ガスの放出作業を実施する場合には、その場所が開放空間であっても酸欠となる一部空間が生じる可能性があることに留意し、従業員に対し次の対策を講じるよう指導するなど、事故防止に向けた保安確保の徹底を図るようお願いいたします。

- ・ 放出口は、大気中に拡散しやすい方向とすること。
- ・ 放出作業は、ガスの放出方向や風下方向で実施しないこと。
- ・ 放出作業中は、放出口に顔を近づけないこと。

### <事故の概要>

#### 平成28年2月11日（木）山梨県の液化窒素消費事業所における事故

当該事業所では液化窒素の可搬式超低温容器(LGC)の内圧が1MPaを超えた時には、容器保護のため放出弁を開放して圧力を降下させる作業を日頃から行っていた。

事故当日、容器の放出弁が開放され、窒素ガスが放出されたままとなっている容器の付近に倒れている従業員1名が発見され、病院に搬送後、翌日死亡した。

罹災者は、日頃から実施している当該作業を行っていた際、何らかの原因で、低酸素脳症となり死亡したもの。

なお、当該容器は建屋の外壁に近い屋外の開放された空間に設置され、その放出口は人が立入りにくい方向に向いており、放出弁を開放した場合においても、付近にガスが滞留することが想定される環境ではなかった。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東東北産業保安監督部保安課長 西野 清則

担当者: 溝口、竹内

電話: 048-600-0294(ダイヤルイン)